

社会福祉法人木の実会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木の実会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員等とは、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 常勤役員 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員等 | 報酬 |

2 施設の職員を兼務する役員には、報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 この法人の役員等の年間報酬総額は以下のとおりとする。

- (1) 理事 80万円以内
- (2) 監事 10万円以内
- (3) その他(評議員選任・解任委員等) 10万円以内

3 各々に対する報酬額は、別表「報酬額一覧」に定める額とする。

(出張旅費)

第5条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員等が法人業務のため出張する場合は、木の実会旅費規

程に準じ、旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員及び理事長の報酬等は、毎月1日に現金又は銀行振込みで支払うものとする。なお、支給日が土日・祝日にあたる場合は、直近前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等は、必要の都度現金又は銀行振込みで支払う。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程の改正は、2019年6月21日より施行する。

この規程の改正は、2022年6月25日より施行する。

この規程の改正は、2026年4月1日より施行する。

別 表

報酬額一覧

区 分	報 酬	備 考
常勤役員	1日当たり 5,000円	
理事長	1月当たり 50,000円	
理事	1年当たり 15,000円	定例開催の理事会・評議員会 及び監事監査以外の臨時的 業務の場合は、その都度1日 当たり5,000円
監事	1年当たり 25,000円	
評議員	1年当たり 5,000円	
評議員選任・解任委員等	1日当たり 5,000円	